

京都府児童福祉施設特別支援事業交付金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰により食材費、水光熱費等、運営に係る経費が膨らむ中、児童の養育環境整備や能力開発・向上、社会性を育むための予算が逼迫し、厳しい経営状況にある児童養護施設等及び里親等の負担を軽減するため、各施設等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童養護施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第37条に規定する乳児院、法第38条に規定する母子生活支援施設、法第41条に規定する児童養護施設及び法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (2) 里親等 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業者及び法第6条の4第1号及び第3号に規定する里親をいう。

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び基準額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、規則第6条に規定する交付金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）及び規則第14条に規定する交付金の額の確定を同時に行うものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第 7 条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって交付金の交付を受けたときは、第 5 条の規定による交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第 8 条 知事は、前条の規定により、交付決定及び額の確定を取り消したときは、既に支給した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付金の経理等)

第 9 条 交付決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要領は、令和 8 年 7 月 2 2 日から施行し、令和 8 年度分の交付金から適用する。

別表（第 3 条関係）

交付対象事業		交付対象者	基準額
区分	内容		
養育・学習環境整備費（衣服類購入費、学習用品・書籍等購入費、ICT 機器購入費、体験学習費等）	施設等の養育費等の逼迫に対応するため、各児童養護施設等の定員及び里親等の委託児童数に応じて支援金を支給する。	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間において、京都府内に所在する児童養護施設等及び里親 ただし、上記期間内において被措置児童のいない児童養護施設等及び京都市所管の施設等を除く。	児童養護施設等 定員 1 人当たり 20,000 円 里親等 左記期間内の最大委託児童数 1 人当たり 20,000 円